

平成19年9月18日(火曜日)

(第 3 号)

平成19年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第3号)

平成19年9月18日(火)午前10時開議

- 第1 認定第1号 平成18年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第2号 平成18年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第3号 平成18年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第4号 平成18年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第5号 平成18年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第6号 平成18年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第7号 平成18年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第8号 平成18年度東温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第9号 平成18年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第11 認定第11号 平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第12 議案第1号 東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定について
- 第13 議案第2号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第4号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第15 議案第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第16 議案第6号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第17 議案第7号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第18 議案第8号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第1号)案
- 第19 議案第11号 工事協定の変更について
- 第20 陳情書の委員会審査報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大岡広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ庄 係長	加藤俊夫君	岩櫃ふれあいの 郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻庄 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長 蜂須賀 祐 吉

議会事務局長 小 池 さつき

議会事務局長 田 中 康 夫

開議の宣告

議長（菅谷光重君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めてまいります。

認定第1号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第1号 平成18年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ちょっと質問のタイミングがおくれて申しわけありません。

何点か確認をさせていただきたいので、ちょっと数がありますので、メモをとっていただければと思いますが、町長さんにお答えいただきたいと思います。

18年度の一般会計については、当初予算の段階で私が実質的な町の財政力以上の規模の予算95億円というようなものを組んで、町の実力以上のものを組んでしまっ、これでは大変だろうという話をした記憶がありますけれども、それに対して町長は使い切りでなくということでお話しいただいたような気がしますが、財調も残していきたいんだという話をいただいたと思いますが、結果として、実際に使ったのが約91億3,400万円、財調もふえているというような結果は出ていないというデータだと思いますけれども、やはりこれを執行したことによって、かなり町の財政そのもの、本来なら合併の優遇措置があるうちに、もう少し

そういったものを蓄えるべきというようなお話をしたと思いますが、それらをなされなかった部分について、町長のそれを執行してきたという結果のお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。それが1点です。

それと、これもちょっと反対討論はしたのですが、今ちょっと話題になっていますが、人事院の勧告というんですか、指導に基づいて給料表の改定がなされたと。町の財政は非常に厳しいんで、この時点で現給保障額、これについては特例で出すのをやめたらどうかというお話をしましたけれども、町長の方はそのまま執行するというのでやってきましたが、最近の動向を見ると、それを削減する方向の動きもあるというようなことを考えると、やはりこの執行そのものはその時期に考えるべきだったのではないかと今でも私は思っていますけれども、それを執行したことに対してちょっと疑問に思うので、その辺のお答えを町長にいただきたいと思います。

それと、昨年度合併してから過疎計画だとか実質公債費比率の適正化計画だとか、集中改革プラン、これらを集中的に計画をいっぱいつくりましたけれども、これに対して直接的に職員が携わり、経費をかけてつくってきたわけですけれども、行革の集中改革プランの段階でも、行革の特別委員会でも話をしましたが、非常に計画として十分でない。目標がはっきりしないようなものを、やはりつくってきた。これに対してその効果が出ていないのではないかと思います。それに対する町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、これは町長にお聞きしたいのですが、吾妻荘、結果的に1億300万円の一般会計からの補助を出しましたけれども、吾妻荘で現在調理部門が業務委託されていますけれども、それが最初の段階から競合をしない、要するに入札とか見積もり合わせをしないで、随契でやられていることを町長は確認して、承知しているのかどうか1点と、それともう一つは、その契約の中で、ちょっと細かくなりますが、業務委託をしているのにもかかわらず、調理の人たちの白衣のクリーニング代等を吾妻荘で持つという契約内容になっています。通常で考えると、こういうことは業務委託した範囲の中だとあり得ないことなんだと思いますが、そういうことがなされているということを町長が承知しているかどうか。それを承知の上で1億300万円を出したかどうか。それを確認したいと思います。

それと、現在総務課の方で資料をいただきまして、町で各種団体に約2億円近い金額が補助金として出ているんだと思いますが、それを実は私ちょっと何点が調べさせてもらいました。その中で、繰越金、単年度事業でもあるのにもかかわらず、繰越金となっている部分があるのに、当初の予算額そのものを支出しているというような例がいっぱい見受けられました。

そういったものに対して、本来おかしいだろうと思っています。なおかつ内容を精査してみると、自分たちがイベントをやったときに自分たちが出ているものに対して謝金を取ったり、普通だと対象外経費ではないかというようなものもいっぱい含まれているというようなケースが確認されました。そういったものに対して、どういうふうに考えているかということでお聞かせいただきたいのですが、例えば一例として、第1回東吾妻ふるさと祭り、この実績報告の収支決算書を見せていただくと、町からの補助金が500万円支出されています。

第1回ということなのに、繰越金というのが86万3,000円何がしある。これもちょっとよく理解できないんですが、多分前からの観光協会に出した補助金の残りが何かが処理されないでここに入っているのかなと思いますが、それもちょっと1つの問題かなと思いますけれども、合計で610万円ほどの収入がありました。それに対して支出で報償の中で、みこしと参加謝金というようなことで、簡単に言うと自分たちが実行委員会を組んでやっている、その参加団体に対して謝礼が出ているんだと思いますけれども、74万円。係員用品ということで事務局に聞いて、微妙によくわからなかったのですが、何か使わなかったという話を聞きますけれども、ゆかたを何か整備したのをこしも使わなかったそうですけれども、そういう不要の物に対して支払った20数万円、こういったものも入っているというふうに聞きました。なおかつ最終的に支出の合計が532万1,458円となっていて、残高が78万437円が出ているにもかかわらず、500万円の支出がしてあります。

私が見るに、繰越金が78万円ぐらいあるわけですがけれども、その中で先ほど言った74万円とか、実際に使用しなかったゆかただとかということをお聞きすると、大体100万円ぐらいが単純に考えても対象外になるかなと思うような経費があるわけですがけれども、それで考えますと、それだけを見ただけでも320万円ぐらいあれば事業はできたのかなというふうに判断されます。ということは、これだけ見ても180万円近く余計に補助金として支払っている。これが実態のような気がしますけれども、だから、本来の補助金でなくて、どちらかといえば委託費とか交付金みたいな形で、ほとんど丸抱えでやっているという実態がここに出るんだと思いますけれども、私が言いたいのは、去年というか17年度までは観光協会に対して補助金を出したと聞いていました。その中で、その部分に使ったということである程度説明がついたんですけれども、18年度からは実行委員会に出したという、直接出したという話ですから、これはやはりおかしいという話になると思いますので、その辺の考え方を町長にお聞きしたいと思います。

それと、去年から何回もしつこく言って申しわけありませんけれども、総務課に確認に行

ったら、まだ利用計画ができていないということだったので、あえて確認しますけれども、利用計画が明確でないというような部分で私も反対の立場をとりましたけれども、40ヘクタールほどの原野ですか、土地を800万円で購入しました。これがまだ利用計画ができていないということは、本来最初に利用目的がないものを買ったというやはり解釈になるのかなと思いますので、これを執行したことに對して、やはり非常に疑問を感じますので、これに對するコメントをいただきたいと思います。

それともう1点は、まだ幾つかありますね、敬老祝い金の問題です。何度も指摘していますが、合併して新条例になったことによって、両町村の旧条例で平成18年9月に支給される予定だった支給対象者の敬老祝い金の支給が一部できなくなったということはご存じのとおりだと思いますが、これに對して、町は旧東村在住の一部の特定の対象者だけに対して敬老祝い金を支給しました。これはやはりおかしいということで、私は今でも考えていますので、これが要するに今でも正しかったというふうに判断しているのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

それと、これは支出をしなけりばならなかつたものを出さなかつたのではないかと思われる部分なのですが、予算計上がされていて、1年間の囑託というのですか、太田、岩島、坂上の公民館長に對して勤務をしてくださいという任命をしていたにもかかわらず、半年で打ち切つたという話を聞いています。これに對しては、本来ならこれは教育委員会の部局になるので、教育長にお答えいただきたいと思いますが、教育長はきょうお見えでないのですけれども、何で見えられないのか私はよくわかりませんが、教育長にお答えいただきたいのですが、これを半年で打ち切つたということなんですけれども、何か教育長がじきじきに行つて、退職願を出していただいて打ち切つたという話は聞いていますけれども、ある意味1年間という約束をお願いをしておきながら、半年で町の都合で打ち切つるということに對しては、やはり適正な労働行為というんですか、そういうものとかけ離れているような気がしますが、それを執行しなかつたという理由をお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点、これは大きな問題でないんですが、これも教育長にお聞きしたいのですが、昨年11月ですか、教育委員会事務局がある意味中央公民館から東支所に移転しました。当然これの移転に關して経費もかかっているし、その後職員の通勤費の増大とか、いろいろな部分で経費の増大があつたんだと思いますけれども、正直言つて、町民の声を聞いてみても、やはり役場との連携も悪くなつて、町民も非常に行くのに不便を來している例が多い。

そういった中で、当然町民だとか学校の職員も中央に來ればよかつたのが、町の端に行か

なくてはならない。そういった状況の中で、やはり納得できない部分があると思いますので、あえて全員協議会でたしか説明があつて、意見を言った議員さんたちは反対の意見が多かったと思いますが、それを強行しましたけれども、それを要するにやった効果だとか、そういうものも含めてやったのが適正だったかどうかという判断をお聞きかせいただきたいと思います。

全部で9点ぐらい申し上げましたが、順次お願いします。以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、一番最初の95億5,600万円だったですか、その予算についての件ですけれども、それはことしの補正予算を見ていただきますと、最終的にそのときは1億7,000万円の繰越金を予定していました。そして、今回の決算で2億4千何百万円だかというふうな繰越金が残っております。ということで、7千何百万円か余計に繰越金が7,379万2,000円余計になりました。そのところで平成19年度の財政調整基金繰入金を1億5,000万円を予定していたところ、4,739万1,000円そのところに充当をいたして、財政調整基金を19年で使わないようにしたというような形態でございます。

ですから、蓄えというふうな形の考え方としては、予定をしていたものよりも7,000万円結果的にはできているのではないかと。これがだから18年で7,000万円は余計に繰り越しをふやしたというふうな意味で、蓄えの方の方向に行けると思っております。

あとは現給保障、この現給保障という考え方が経過措置というふうなことで考えられております。職員にも生活がありますので、そのときに現給保障をしないというふうなことになりますと、それが余りにも急激であるというふうなことはやはりよくないのではないのか、そういう考えでおります。

そして、そのときにこの町の職員のラスパイレスというふうなものが正確には出ておりませんでした。ラスパイレスが100.2というふうな数字が出たのはずっと後になってからというふうなことになります。そして、今まではラスパイレスを群馬県の中で比較をするという作業はほとんどされていませんでした。昨年からは群馬県内の各市町村がどれだけのラスパイレスであるかというふうな比較表ができました。それとか実質公債費比率も昨年からのものですし、そういったような形で比較対照が非常にやりにくかったというふうなことでご了解をいただきたいと思います。

あとは過疎計画であるとか集中改革プラン、そういったようなものが十分に機能しないのではないかというふうなことでございますが、集中改革プランにつきましては、まだあと3

年先までのプランでございますので、その間にももっと精査をし、ちゃんとした改革をしていくような形で当然考えていきたいというふうに思います。

吾妻荘のクリーニング代、これが契約に載っておったというふうなことは私は存じてはおりませんでした。これはちょっと調査をさせていただけたらというふうに思います。

あと、各種団体に対しての2億円、これをやはり精査をするために先日上程をさせていただきました補助金等審査委員会、そういったようなところで精査をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あとは山の40ヘクタール、利用目的がなく買ったというふうなことでございますが、そのときにも申し上げました利用目的の方が先でなく、そここのところに山があったから。そして、それを嫌な目的で使われることを防ぎたかった。そういうふうなことで申し上げて、そちらの理由で強く買わせていただくような方向になったのかという認識をしております。

ただ、利用目的というふうなことはそのときも申し上げましたけれども、自然の植生に返す。そしてそここのところで自然観察であるとか、そういったような形をとっていただくのが一番いい方法であろうというふうなことで、それにつきましては、いろいろな計画をこれから立てていく段階であります。

敬老祝い金の東地区、これが11万円くらいだったかと思っておりますけれども、今でも正しいと思っております。

それから、教育長は今職務代理者でございますので、私の方からご返事はさせていただきます。公民館長……

(発言する者あり)

議長(菅谷光重君) 教育長職務代理者。

教育長職務代理者(一場孝行君) それでは、私の方からお答えさせていただきます。

太田、岩島、坂上公民館費の未支給の部分というご質問でございますけれども、これにつきましては、議員ご案内のとおり、町村合併という大きな目標に向かう中で人員削減というふうなことが大きなねらいの1つでございますので、この段階ではそういうことから人員削減、財政再建の一要因というふうな形でさせていただいたことでございますので、ご理解をちょうだいしたいというふうに思います。

最後にご質問いただきました中央公民館から東支所への事務局移転についてのご質問でありまして、大変なご不便をかけているというご指摘がございました。これにつきましても、実際に実施する中で、私どもといたしましては、中央公民館の機能を充実するというふうな

ことの中では図書館機能を充実させていってまいったことも事実でございますし、町民の方々が社会教育の相談の場所として機能しておる。こういったメリットもあることもご理解いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど正確にお答えしていなかったというふうなことから、吾妻荘の調理部門が随意契約というふうなことでされていることは承知はしております。クリーニング代についてはちょっと承知をしていなかったもので、調査をさせていただけたらというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

最初の質問なのですけれども、大き過ぎる予算を組んで支出し過ぎたのではないかという話をした部分に対しては、7,000万円ほどが余計に繰り越しができたというお話だったと思うのですが、私が申し上げているのは、幾ら残したというよりは、もう正直言って前から言っているように、補正を組むことを前提に予算を組んでいってしまっているやり方を今やっているということを見ると、それだけでも自分たちの実力以上の予算を組んでしまっている嫌いがあるわけですよ。

それに対して、特に18年度は寄り合い予算だということがあったので、皆さんが認めてくれたんだと思いますけれども、91億円というような実態、それをやはりその話のときにもう町長もたしか財調をなるべく残したいという話をしたと思うのですが、私は正直言って現時点の規模になって、財調が3億数千万円というのは、やはりまだまだ十分あると言える状態ではないんだと思うんです。

ですから、最初の時点でちゃんと精査をして、必要なものはつける。必要でないものについてはよく精査をして来年に送るとかということをしてほしいという意味で言ったんですけれども、幾ら残るかということではなくて、このやり方をしたことについては今でも私はちょっと理解できないのですが、総務課長の説明ですと、この間聞いたときには実質公債費比率適正化計画でいうと19.8から18年度は19.7にするんだという計画になっていると思いますが、実際には20.8というような、逆に悪化したデータが出ていますけれども、これは総務課長の説明だと、何かデータの集計の仕方が変わったんでという説明をいただいたと思うんです。それはわかった部分もあるんですけれども、でも、それをちゃんと想定しておけば、当然もう隠れ負債としてあった部分ですよ。計算の仕方が変わったということで入ってき

たというのは。そうすると、実質的な負債はもう当町がそれを持っていたということですから、結果的にはやはり同じなんだと思うのです。そういうところのシビアさがいいから、そういうデータがやはり出てくるのかと思いますので、これについてももう一度町長のお答えをいただければと思っています。

それと、次の現給保障、この支給をしたことについて、私が申し上げたのは、合併して人員増で非常に大変な状況だと、18年度が。給与水準が高い。ラスはそのとき公表されていませんでしたけれども、給与水準が高いという状況は中之条町とかと比較して私ははっきり申し上げたつもりです。そういった中で状況を考えたときに、これをやるのはある意味絶好のチャンスだと思ったからそういう提案をしましたけれども、それをやらなかったということですから、その後のデータでというふうな町長、先ほどそのデータでラスが出たりしたので、認識したんだというような話がありましたけれども、やはり本来町長であれば、そのときに判断してほしかったという部分があるので、私は申し上げたのですけれども、現実には最近現給保障を一部ですけれども、カットするという動きがあるということは、その必要性を町長が認めたということの解釈だと思いますので、その辺のところについてももう一度本当にそれでよかったのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、計画の関係、過疎計画とか実質公債費比率の適正化計画とか集中改革プランのお話を申し上げましたけれども、私は正直言って、本来なら18年度中に総合計画ができていくべきだと思っています。それを途中から2年計画でということで、今年度にかけてつくっていますけれども、事実上の町のメインの計画である自治法に定められた計画が、ある意味新町建設計画で読みかえているんだと思いますが、1年間先送りしてつくられる状態に現実になっているわけですよ。これが正直言って場当たりの計画性のない行政執行につながってきている部分が正直言ってあるんだと思うんですね。だから、その辺のところの認識をきちんと持っていただくということが必要だったと思うんですが、その辺についてちょっと認識が甘いかなと思いますので、その辺についても再度お答えいただきたいと思います。

吾妻荘の1億300万円、結果的に補正して支出しましたけれども、調理部門が当時見積もり合わせ、また入札すれば金額が安くなったかどうかというのはやってみなければわかりませんが、少なくともやはりほかの部門がすべていろいろ入札とか、見積もり合わせで、規則によって競合させているんですから、これはやはりやらないとおかしい。そういうふうな判断されると思います。

正直言って、総務常任委員会で当時何回もそういう話が出て、支配人は、今度の切りかえ

のときに変えますというお話をしてきました。でも、結果的には変えないで随契ですっと来ている。なおかつ中には先ほど言った白衣のクリーニング代と優遇措置ともとれるような内容のものが入っている。こういったものがやはりきちっと明確にすべきだと思いますので、そういった上で本当に努力して1億300万円が出たのであれば、やはり納得できる部分もあるんですけども、その辺のところについてはかなり不透明な部分もありますので、きちっとやはりしていただくという姿勢が必要だと思いますので、これから決算の認定等もありますけれども、これについては一応もう一度町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

補助金、先ほど私が申し上げたのは、先ほどふるさと祭りの一例を挙げましたけれども、あとは繰越金があるのという部分も申し上げましたけれども、その執行で適正だったかどうかというのを聞きたかったんです。それを執行したことが適正だったかどうかという点を町長、きちっとお答えいただきたいと思います。

800万円の土地の購入の関係ですけれども、今の話を聞いていると、やはり目的はなかったというふうに聞こえるんですよね。後でつくるんだという話もしましたけれども、行政が財産を購入するのに、そのときも申し上げましたけれども、利用目的があって初めて買うんです。これをちゃんと明確にできない。後でまた計画をつくる。総務課へ行ったら、計画はまだできていません。これで本当にいいんですか。その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

それと、敬老祝い金の支給の関係ですけれども、たしか私も10万円ちょっとと聞いていますけれども、金額の問題ではなくて、やはり町長がそれで本当に正しいと思っているんだとすると、私は正直言って町長の公平感というのは私とは少なくとも違いますし、おかしいなと疑問を感じます。これはそれで正しかったんだとおっしゃっているので、もう答弁は結構ですけれども、こういったことをきちっと、やはりだれが見ても公平だという形の行政執行をしていただくことが前提だと思いますので、その辺は意見として申し上げておきたいと思います。

それと、大変失礼だったんですけども、私は正直言って教育長が何で議会に出ていないのかなと思ってきました。今突然職務代理というお話されましたが、その辺の報告というのは議会に一切なされてきていないと思います。私たちは少なくともまだ初見さんが教育長をやっているんだと思っています。きょうこの札がないので、あれと思ったんですけども、この間からなかったのかよくわかりませんが、これに対して、やはりきちっと明確に報告していただかないと、私たちのサイドとすると非常におかしいということになると思

ます。まして議会で承認して、町長が任命したんですから、任命権者としてきちっとやはりその辺のところを明確に議会に、もしおやめになって職務代理になっているんだとしたら言うべきだと思います。病気でも同じだと思います。それをまず先にちょっと確認しておきますけれども、教育長がいないので、事情もよくわからないので、行革の一環で各分館長についてはやめていただいたというお話だったと思うんですが、やはり教育行政に携わるという観点からいいますと、きちっとやはり何というんですかね、納得した上でやめたのかよくわかりませんが、多分私が聞いた範囲では納得してやめた。すべての方が納得しているとは思いませんから、その辺のところをやはりきちっとやっていただくということが必要なんだと思うんです。まして教育の観点からいってもそうだと思いますので、もう一度これはお答えいただきたいと思います。

それと、教育委員会移転の問題、多分直接職務代理と言われましたんで、学校教育課長も聞いているんだと思いますけれども、いろいろなそういう意見を聞いていると思います。やはりそういう負担が多いようなことを実際にしたのであれば、もう一度再検討、多分機構改革もなされるということですから、そういうふうにやはり機構改革の折とかに、それは再検討していただくということが必要なんだと思います。今の話ですと、公民館の図書室を充実するんだというお話をしましたけれども、私はあの後見ていますけれども、特別予算がついたわけではありませんし、充実はしていません。職員が努力して、書架を整理して、利用しやすいようには工夫しています。その努力は認めますが、そういう答弁をするのであれば、やはりきちんとした裏づけをして、予算づけをするなりして対応してから言っていただきたい、そう思いますので、以上、また何点か再確認の意味で話しましたが、お答えいただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず一番最初、予算の関係ですね。議員ご承知のように、金額は多かった。吾妻町議会、そして東村議会でご承認をいただいたというふうなことを精いっぱい尊重をしたというふうなことは申し上げました。ですから、その中で精査をして、使わなくていいものは使わない、そういうような形で精いっぱい職員ともども努力をしてまいった結果が繰越金がふえたというふうなことに繋がったんだというふうに思っております。ですから、そういったことをご理解をいただく以外にないというふうに思っております。

今回の議案とは関係ございませんけれども、平成19年度につきましては、その辺については十分に精査をした。まだこれも経過措置ぐらいだと。まだ段階的なものだというふうに考

えております。そういった中で、本当にぜい肉のない予算というふうなものがだんだんにでき上がっていくかなというふうに考えております。そういったものの一環でも先ほどの補助金の問題、随契の問題、集中改革プラン、そういったものも当然絡んでくるんだと。総合的に考えていく必要があるというふうに思っております。

現給保障、ですから、その辺のところデータを国・県もようやく発表をするようになってきたわけです。我々としても、いつでもできたデータは公表をして進めていきたいと。皆さんと一緒に情報は共有をするというふうなつもりではおりますので、そんな形で現給保障につきましては、そのときはやはり現給保障をせざるを得なかった。そして、それを段階的に適正な給与というふうな形に持っていくというふうなことをしなければいけないというふうに考えております。

補助金、ふるさと祭り実行委員会に対する補助金の支出の仕方が適正であったかどうかというふうなことでございますが、これも今まで観光協会の会長を町長が兼務をしていて、そしてその中の予算執行というふうな形であったというふうなことを実行委員会というふうな組織を新しくつくっていただき、そういったところで徐々に事務局の移行もしていただくというふうなことを考えております。

ですから、役場がやるお祭りというふうな感覚でなく、民間の方々がやったださるお祭りというふうなことに移行する途中だというふうなことであります。そして平成19年では、やはり78万円の繰越金をもとにした中で、200万円だけの補助金支出というふうなことで間に合ったというふうな形での途中の中間決算というふうな形が出ております。そのところではほとんど繰越金というふうなものは存在しないような数字になっておりますので、昨年の500万円、そしてことしの200万円というふうなことを考えていただければよろしいかなというふうに、トータルで考えていただきたいというふうに思っております。

ですから、今回は民間でいろいろやっていただいた、参議院の選挙等々とも重なった、そういったような中で民間の方々が、実行委員会の方々が一生懸命やったださった成果があったのではないかというふうに思います。

敬老祝い金につきましては、そのときも申し上げました公平公正なというふうな形でやりたいので、どうしても支出を認めていただきたいというふうなことで、皆さんにお願いをした結果、支出が認められたというふうなことだと思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 教育長職務代理者。

教育長職務代理者（一場孝行君） ご指摘いただいたとおりでございます、正規の場所での経過説明がない。ご指摘のとおりでございます。今甚だ恐縮ですけれども、経過だけをおつなぎ申し上げます。

去る8月21日付で町長の方から教育長の辞表について受理をする計画であるという公式な文書をちょうだいしまして、早速その日に教育委員会の臨時会を招集させていただきました。その中で、教育長の辞表について同意するという委員会での方向が出まして、教育長については……経過についてはよろしゅうございますか。

それでは、公民館長の支給打ち切りについてのご質問でありますけれども、ご当人が納得されていないというふうなご指摘がございました。今後につきましては、こういうことのないように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、私ども教育委員会事務局の所在でございます。ぜひとも当面は現状でお認めいただきたいというふうに思っております。こうした中で、議員ご発言いただきましたような将来にわたっての機構改革等の段階で、その必要性があれば、その段階では検討するというふうに考えておりますですけれども、当面教育委員会事務局につきましては、東支所で実施させていただきたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 町長、6番目の平沢の山林の件について再度質問が出ているので、要約して答えてください。

町長。

町長（茂木伸一君） 利用目的のないものを買うのではないというふうなご意見と承りましたけれども、あのときにはこの40ヘクタールが800万円で売りに出された。自治体だから800万円でいいんだというふうなことでございました。一般的な民間で買えば、もっと高い金額にはなったんだとは思いますが。だけれども、どうしてもそここのところに迷惑な施設であるとか、例えば公害を発生するような施設であるとか、我々の住環境を、生活環境を侵すような施設が来たら困るというふうな考えで買わせていただいたつもりでございます。

反2万円というふうな単価は一般的にいえば、今の山林の価格でも10分の1くらいなのかなというふうな感覚では、認識ではあります。そして、そのときも説明をいたしました。下仁田町では4億3,000万円だったでしょうか、産業廃棄物の業者に支払いをその当時しました。それと同じことをこの町の中でどうしても起こしたくない。そして、手に入れることができれば、その後は自然の植生に戻すであるとか、そういったようなことで町民の皆さんとか、杉並区民であるとか、ともに楽しめるのではなからうかというふうに買ったわけでござ

いまして、今これから計画をつくるところでございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） では、時間の制約がありますので、財産の管理という1点に絞ってちょっと伺います。

まず、28ページ、貸付収入があるわけなんです、この全収入といいますか、それが適切であるかどうか非常に疑問があるところなんです、普通財産の貸し付けについてどういう観点で事務執行を行っているか。取り扱い要領というのが全4ページにわたって、これは告示されていますので、その考え方が必ずしも私が見ると、普通財産の貸し付けという自治法の根拠に合致していない部分が見えるんですが、改めてその点を伺っていきます。

2点目として、街路事業について町負担率といいますか、20%相当の負担を強いられているわけなんです、この負担を強いられる背景あるいは町費がそこに支出されることについての合法性といいますか、そういった根拠が私がどこをどう見てもこれが発見ができないので、伺っておきます。

それと、もう一つ、財産管理という点でいきますと170ページ、債権の部分について1,600万円の期末残高がことしも発生しているわけですが、昭和62年4月に当時の会長名から借用書が出ている。仮にこれが債務の承認書ということで解釈、我田引水的に最大限自分に有利に考えるとそういうことになるかと思うんですが、それにしてももうやがて20年たつ。除斥期間に相当する期間が刻々と迫ってきますので、この問題についてはきちっと処理をしていかないと、財産の管理として手落ちがあったということになると思うのですが、この点について3点伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、大図議員さんからのご質問、28ページの貸付収入の関係でございますけれども、先ほどおっしゃられておりましたように、普通財産貸付規程というのがございまして、それに基づいて貸し付けを行って、金額を算出しているわけでございますけれども、従来から合併当初、なお吾妻町が誕生したころから借りている土地等の中にはあるわけですが、それらのものについては長い歴史といきさつがあって、見直しは行っておりますけれども、例えば町営住宅の団地につきましては契約更新ごとに上げていくというようなことになっております。新しく借りるものについては、基本的には貸付規程に準じた形で処理をさせていただいております。

それから、街路事業はちょっと飛ばせさせていただいて、170ページの貸し付けの債権、170ページ4番の債権の甘酒原開発対策協議会貸付金1,600万円という件でございますけれども、この関係についても合併して新しい予算を組むときに、この関係は旧吾妻町の関係なので、なるべく清算できるものなら清算した方がよろしいのではないかなというようなご意見もありまして、いろいろ弁護士の先生とも相談させていただいたわけですがけれども、先ほど言いましたように、昭和62年4月に協議会長名で借用書が出たのが最後でございます、その後新しい会ができたというようなことでございますけれども、そのような中でこの貸し付けの問題は消滅時効援用手続きがとられていないので、難しいのではないかなというようなこともございました。そんなこともありまして、弁護士の先生と相談したところ、もう少し平成20年だったかたつとすると、何とか処理できるのではないかなというような助言をいただきましたので、そのような形で現在進めているのが現状でございます。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 街路事業の20%負担の問題ということなんですが、これにつきましては、都市計画法の第59条で、都市計画事業は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行するというのが基本でございます。その2項で、都道府県は市町村が施行することが困難または不適切な場合、その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて都市計画事業を施行することができるということで、現在はこの2項を適用して、県事業でお世話になっているわけです。

これまでの経過としましては、平成7年ごろから陳情等を繰り返す中で、当初町の平成7年に2回ほど県、それから議会等の方にも……

（「議長、ちゃんとその辺を質問に答えるように再度お願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 簡便に要約してください。

建設課長（角田 豊君） ということで、2割負担ということは、現在県事業で行っている県内の都市計画事業はすべて2割ということで、町と県との契約等、そういうものはございませんが、県事業で実施しているものはすべて2割ということになっております。

以上です。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 総務課長にお尋ねしたのは、普通財産貸付事務取扱要領という告示された要領が、普通財産の貸し付けについて自治法が求めるものに合致しているかという質

問を私はしたわけですね。全然答えができていませんので、ちょっと私なりに意見を言います。

この行政財産の貸し付けというものは自治法が原則禁止しております。ところが、普通財産の貸し付けについては、目的を持って、何の目的かといいますと、普通財産の貸し付けから上がるところの賃料、これを他の行政目的に役に立てるという大前提で貸し付けが認められております。とすると、この取り扱い要領から発生するところの貸付料算定基準、このものについて100分の3、公共的団体、住宅用が100分の4、営業もしくは短期が100分の5という算定方式をなぜここで分ける必要があるのか。普通財産の貸し付けは賃料収入が最大目的である。その利用目的、利用相手、一切かかわらず賃料が最大限求められるものだ。これがやはり自治法が求めたものなのでしょうね。

そうやって見ると、こういった、すみません、ちょっと言葉は悪いのですが、独善的などいいますか、基準をみずからつくる。ましてやその貸し付け、賃料算定の根拠となるところの基本額、財産額ですね、そのものについても相続税評価というようなことになっていますが、これがまた時価評価に比べて極端に低い。というわけで、ちなみに現在、総務課の方からもらった資料によりまして、これをほぼ時価に近いところであろうというような形で、現実のものと比較してみますと、私のざっとした試算によりまして、全体の財産額が5億4,600万円、それに対して5%ルールを適用して、得られるところの賃料が2,800万円余、現実には今現在このものたちが1,000万円ほどの賃料収入を得ているわけなのですが、その差額はやはりそうすると1,700万円の、言葉は適正ではないかもしれないですけども、未収残高になっているような感じ。要するに算定基準が甘いために、財産の管理者としての適正を欠く行為がここにあったというような結果が出ています。なかんずく県に対して貸している土地、これのところの占める賃料、不適正さが928万7,000円と出ました。だから、群馬県がほぼ半数をしょっている感じになります。

ところが、群馬県の財政力は東吾妻町より格段に良好な状態だとは思われますので、こういったことの資料を検討することによって、少なくとも1,000万円ほどの財産収入は今後確保されていくんじゃないかな。またそれが自治法が普通財産の貸し付けを認めた本旨に合致するものでないかなと思いますので、さらなる検討が加えられるべきかと思います。

それと、街路事業については、今まで1億3,800万円町費負担が出ております。また、今年度の繰越明許でも1億円余のものがなされております。そうしますと、都市計画法59条第2項、これについて国土交通大臣の認可を受けて、県事業として県道の整備という形でこの

ものが上がっております。そういったものについての経費負担は地方財政法の本旨から言っても、やはりこれは県で行うべきであって、東吾妻町がここのことについて財政負担する要素は何もない。これが基本的な考え方だと思います。

ただ当時の状況において、こちらから陳情したその部分について2割負担を行いますというような内輪な話があったかには想像ができるのですが、それは執行権者としての思惑と、このものについて地方財政法が許すかという話はまた別次元の問題になってきます。この辺をさらなる研究を重ね、県道整備について町費負担がある。これはちょっと我々には解せない問題です。

ちなみに一例を申し上げれば、東吾妻町が2割負担をして取得した用地、つまり県道敷の用地とするもの。所有権は100%県です。これはおかしいですよ。2割の負担をしたのならば、所有権が区分割合で区分所有者として20%の所有権が東吾妻町にないとおかしい。こういった流れからにおいても、やはり東吾妻町がこの街路事業について負担すべきものは何もない。これが正しい理解かと思うのですが、この辺については町長の英断を求めるところであります。

3点に、債権の話なのですが、平成15年9月の定例会におきまして、山野進君、当時総務課長でありました。この問題についてかなり言及しております。いいですか、非常に専門的な分野になりますので、今後、今部内で協議させていただき、方向性を出していただきたいというふうに思いますと明記してあります。

以来、大分年月はたちました。検討したんですか。今の総務課長の発言によりますと、除斥期間20年、あと半年程度で、もう少しか、来年の4月になりますと除斥期間が成立しますので、あらゆる法律行為がこれにより消滅する。何もせずにその時間を待つのだ。そんなふうな答弁に聞こえますけれども、そういった形で財産の管理がきちんとした形で、財産の管理者として首尾徹底した管理があったということにはならないと思うのです。漫然と放置をした。それによって20年経過を待つ。そういう意図に聞こえますので、そうすると、この15年9月の本会議答弁はかなり微妙な発言になってきますけれども、ちなみに聞いておきます。

この債務者はだれですか。債務者の一般継承人はだれですか。ここまでは明示していただかないとなかなか難しいものになると思いますが、以上、よろしく願いしておきます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

11時15分から再開をさせていただきます。

(午前11時04分)

議長(菅谷光重君) 再開をいたします。

(午前11時15分)

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野進君) それでは、引き続いて説明させていただきます。

最初の公有財産の貸し付けの関係でございますけれども、目的によって料金をいただくんだというようなことだと思いますけれども、その中で、公共の場合は100分の3、住宅の場合は100分の4、営業等の場合は100分5というような数字になっているわけですが、町が貸している現在の目的が工場用地だったり、店舗だったり、宅地だったり、建物が建っている場合もありますし、あるいは野菜の栽培用地ですとか等々あるわけございまして、目的によってそれぞれ料金をいただいているというのが実態でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、債権の関係ですが、この関係については甘酒原対策協議会というのできたときには、当時の町長さんが会長になっていただいて、この関係の1,600万円についても、実は石原建設という会社が開発に乗り出したわけですが、オイルショック等で撤退したために、その撤退したことに伴う損害賠償というような形で裁判を起こしたその経費が主なものだというふうに聞いておりますけれども、その関係で今1,600万円という貸付金が残っているわけですが、62年のときに協議会長名から当時の町長あてに借用書が出ておまして、議会でも答弁させていただいたのですけれども、その後弁護士さんとも相談した中では、20年という除斥期間を待って処理した方がよいだろうというふうなアドバイスもいただきました関係で、そのまま現在に至っているという経緯でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長（茂木伸一君） 大図議員の街路事業20%負担の合法性というふうなことでございます。県道の整備というふうなことで、20%負担はおかしいのではないかとということなんですが、これがそういうことにでもなって負担がなければ、すごく我が町も楽になれるなというふうなことで、ありがたいご指摘なんです。ただ、今までの経過を考えてみますと、都市計画道路の指定というふうなことを平成7年だったかにしてあります。そのときに県道整備という新しい道ですね、川戸から原町の駅前というふうな形での新しい道というふうな形で、県道というふうな陳情の成果とか、いろいろなお願いの結果があっただけではないか。そして、川戸地内の植栗線の約1キロちょっとくらいの区間ででしょうか、それは県の方で100%費用負担をしてやっていただけたというふうになっております。場所としたらリンテックの前から剣持自動車さんの前の南側のあたりまでというのがそうなおおるのかなと思います。その延長で橋までもやっていただけたらありがたいとは思っておりますけれども、どうも今までの経緯から見ますと難しいようでございます。

ただ、ほかの県では都市計画に対するこういった整備についての負担金は取らないというふうな県は大変多くなっておりますので、群馬県としてもそういうようなことで負担を強くないというふうなことに制度的になっていただければありがたいと思って、そのように群馬県には働きかけをしているところではございますけれども、今のところのお約束という形での20%はやむを得ないのではないかとというふうにも思っております。要するに街路事業もその新しい橋をかける、その路線のところで交差点の改良というふうなところに端を発した両サイドの100メートルというふうな認識だからというふうなことでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） なかなか質問の内容に答えていただけない。総務課長に伺っても、なかなかちがが明きませんので、最後ですので、すべて町長にお答え願います。

財産貸し付けの部分について、何度も申し上げているように、普通財産として貸し付ける場合に、その賃料収入を他の行政目的に役に立てる、これが大前提でございます。そういった中で、こういったものを町長の裁量に任せる。この場合においては100分の3ですよ。場合によると無料というのもあります。これはかなりの部分あります。そういった形での裁量をなかなかよしとしない。ある種きちとした規格での条例の制定を要するのではないか。さきに提案されているところの補助金適正化検討委員会のような形での考え方でもそういうことについてあるのではないかと思います。

やはり規則、要領というのは、町内の補助機関等を縛るものについては、これはこれで有

効だと思えます。ただ、対外的に金銭のやりとりが現実にあるもの、あるいは契約関係にあるもの、この部分についてはやはり条例を経由した方が町長としてもいろいろと答えが明瞭的に出て、非常にやりやすいのではないかと思います。

ましてや経常収支比率がなかなか好転しない、こういった部分について職員の給与についても、相当な部分で踏み込んで言及をしていきたいと思いますという流れの中において、やはりこの財産収入という点からも積極的にこれを改善していく。それで適正な賃料でなければ、どうもその事業が、あるいは要するに賃借者の方が借地関係の維持ができないというようなものであれば、それはやはり借地関係は解消していくべきであって、それで、ここですよ、いわゆるタケノコ生活になっていく。要するに不要不急なものについて、だから普通財産としているものであって、行政目的が今なければ、これは換金して財産収入としていく。それが正しい方向なんだと思えますね。そういった部分でも低廉な賃借料、これは抜本的に見直す。できたらそれも条例により。執行者としてもこの方が楽だと思えますよ。そういったわけでの対外的に契約関係にあるもの。これを条例に持っていく。基本姿勢をそのところで伺えれば助かります。

それともう一つ、街路事業についてですが、過日土木事務所長ともそういう話を質問してみました。やはりいまだもって答えがないということは、2割の負担を町村に強いるという公的な背景がやはりないのではないかなと思います。私も勉強してみました。そういった条文に出ておりません。都市計画法59条第2項において、事業認定を県が受けた。その場合に国庫補助金が恐らく50%来ていると思います。もしそうだとすると、役場が、東吾妻町が2割負担をするのならば、国からの国庫補助金は県ではなくて、東吾妻町にも50%のうちの20%入っていないといけないのではないかな。事業認定を県が受けているので、これは恐らくとは思いますが、国庫補助金がみんな県に入っているんだと思えますね。

そういった全体の流れからにおいても、やはりこの今回問題となっている(仮称)吾妻大橋あるいは駅南口線ということについては、やはり町村としての2割負担、これはあってはならないものではないか。地方財政法がそうやって規定しております。

で、いきますと、この事業がスタートするときに、群馬県ではそうなんですよと言いながら、はい、わかりましたと。トップ同士のそんな話し合いがあったかとは容易に想像がつきますが、しかし、よく勉強してみますと、その話し合い自体が無知と誤解の上に基づくものではないかなと思いますので、これはさらなる検討を重ねて、やはり本来の姿に戻るというのもやはり、いいですか、リンテック前を通る県道植栗線でしたか、これについてもこれは

都市計画道路であるわけです。かつてそういった都市計画決定を行いました。この南口線の方も同じ都市計画道路なんです。そうやって見ますと、やはりその街路事業だから町費負担があるということでもないんですね。都市計画道路、それは59条が言うように、町村が行う。ただ、困難な場合には県が行う。これは国土交通省の許可を得てなんです。現実にもそういった形での許可を得て事業が着工されている限りにおいて、その経費はやはり県が負担する。この原則が肝要かと思うのですが。従来慣行、いやすみません過去の経緯、前任者がはい20%の負担は行いますよという形で物事が流れてきているとは想像するんですが、もしそうであれば、県との合意書あるいは後の予算を強いるところの支出負担行為等々もし証拠があったら提出してください。

最後に、債権の問題になりますが、今指摘したように、これを読み上げる時間がないので、皆さん後で読んでみてください。

議長（菅谷光重君） 要約してください。

10番（大岡広海君） 平成15年の第3回の会議録176ページ以降に綿々と書かれております。債権回収に努力するんだ。要するに債権者としてそれは当然の姿です。ところが、今現在総務課長の発言ですと、あと半年の上、ちょっとたてば除斥期間になるんだから、いいですか、そうしたらこれが終わるんだからといって、債権放棄の道を選択しています。これが財産の管理者として正しいのでしょうか。いいですか、あえて質問しておきます。債務者はだれだったのですか。少なくともそこだけは押さえておいてください。重要な問題です。そういったわけで、この問題については、町長からひとつ答弁をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、普通財産の貸し付け、それを条例化等々というふうな形で公平公正を期すべきというふうなことでございますが、まさにそのとおりだと思います。その辺のところ条例化をする、しないというふうなことも含めて検討をさせていただきます。

その次の街路事業、都市計画道路を県道とするのに当たっての20%負担の合法性というふうなことで、それもきつこういったような形なのかなというふうにもちょっと思います。条例化、県としても条例化ができていない。町村との契約をするのに条例化もできていないというふうな、そういったようなこともやはりあるのかなとも思っています。

ですから、その辺のところはいずれにしても議員ご指摘の公平公正が保たれる方向、そしてみだりに町長の裁量権というふうなものを執行する必要がないような、そういった形態で規則なり条例なりというふうな形にこれから考えたいと思っております。

それで、街路事業といいますか、都市計画道、これが先ほどの議論でいっても、本来の姿は町道だというふうなことに認定をされると、またもっと困るわけですね。県道であるというふうなことでの整備を県の方でも請け負っていただいたというふうなことで今現在進んでいるわけなのです。だから、あなたの町で勝手に都市計画道路を、道路網というふうなものを設定をして、そしてそれだったら町道だろうというふうな理論展開になってしまうと、もっと弱ったことになるなど。ですから、その辺のところで陳情なり、お願いなり、協議なりを県として県道というふうな位置づけをして、お互いに協議がなったのではなかろうかというふうにも思っておるわけです。

ただ、いずれにしましても、この負担はなるべく少なくできるように、これから先も県との協議はずっと続けていきたいとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、1,600万円の債権、債務者はだれかというふうなことで、この辺のところについては、私も実のところよくよくのところまでは承知しておりません。ですから、本当にだれに請求をしたらいいのかというのも今現在わかっておりませんので、ちょっとそれについてはご容赦をいただけたらというふうに思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は認定されました。

認定第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第2、認定第2号 平成18年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

16番、加部議員。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) それでは、ご報告申し上げます。

去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第2号 平成18年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日開催の委員会において、小山住民課長の出席のもとに審査を行いました。

平成18年度の決算は、歳入合計17億1,950万4,688円、歳出合計16億6,274万8,933円で、実質収支額5,675万5,755円となっております。

さらに年度末の基金残高は1億1,060万7,931円となりました。療養給付費等は横ばい傾向であり、平成17年度に介護分の税率を引き上げましたけれども、平成18年度でも税率の引き上げをせざるを得なかったことはご承知のとおりでございます。

このように年々運営が厳しくなっているのが現状です。今後はさらに歳入財源の確保が必要となってきますが、町として経費の削減や不納欠損額の解消に努めるとともに、町民の健康増進のための事業にも積極的に取り組む中で、療養給付費等の抑制に努め、健全運営してもらうことを要請して、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定されました。

認定第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第3、認定第3号 平成18年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） ご報告申し上げます。

去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成18年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、10日開催の委員会に小山住民課長の出席を求め審査を行いました。

老人医療費は、医療の高度化等にもかかわらず、前年度並みであり、必然的に1人当たりの年間医療費も前年度並みになっております。しかし、公費負担割合は若干の増加となり、一般会計からの繰入金も1億7,062万9,000円となっております。

平成18年度決算歳入総額は20億8,555万3,692円、歳出総額は20億6,867万7,607円で、実質収支額は1,687万6,085円でございます。

今後も医療費の増加が見込まれる状況ですが、さらに適正な医療を図り、健康寿命の延伸に努めていただきたいと思います。委員会では全員一致で認定と決しましたので、本会議におきましてもよろしく願います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第4号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第4、認定第4号 平成18年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) ご報告申し上げます。

去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第4号 平成18年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定については、10日開催の委員会に田村施設長の出席を求め、審査を行いました。

平成18年度の決算は、歳入総額2億4,956万322円、歳出総額2億3,385万989円で、実質収支額は1,570万9,333円でした。

介護報酬は前年度並みであり、一般会計からの繰入金は4,442万9,000円となっており、実質収支も前年よりも増加しております。

当委員会としては、一般会計からの繰入金ということに対しまして多少の問題はございますが、さらなる努力を求め、そして老人が安心して快適な生活が送れるよう、またご家族の皆様が安心していただけるような施設運営に努めていただくことを求め、全員一致で認定と決しましたので、本会議におかれましてもよろしく願います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、認定第5号 平成18年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） ご報告申し上げます。

去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第5号 平成18年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、10日開催の委員会に山田保健福祉課長の出席を求めて審査を行いました。

高齢者は年々増加しておりますが、介護保険制度の周知もなされたため、要介護、要支援認定者数は若干の増加となっております。平成18年度決算は、歳入総額9億7,177万4,719円、歳出総額9億4,517万3,058円で、実質収支額は2,539万9,661円でした。

介護給付費準備基金積立金は1,376万5,403円で、期末残高は1億6,036万1,496円となっ

ております。介護保険料の基準月額は2,520円となっており、健全に運営されていると認め、当委員会では全員一致で認定と決しました。本会議におきましてもよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、認定第6号 平成18年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） それでは、ご報告申し上げます。

9月6日、第3回定例本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託されました認定第6号 平成18年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、同月の10日14時30分より第1委員会室において、蜂須賀上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

た。

公共下水道事業は管渠築造、舗装本復旧を1.8キロ等の実施、農業集落排水事業は箱島地区への遠隔監視通報装置の設置、あづま西部地区の設置事業の中止内容、浄化槽市町村整備推進事業では77基の設置、浄化槽設置事業費の補助金交付事業では、公共下水道事業予定区域内の川戸、金井地区で7基を設置等の各事業の施策内容と歳入歳出決算の詳細説明を受け、審査の結果、当委員会は全会一致をもって本件を認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第7号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第7、認定第7号 平成18年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） ご報告いたします。

9月6日、第3回定例会本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託されました認定第7号 平成18年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、同月の10日14時30分より第1委員会室において、蜂須賀上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

決算内容と状況及び業務関係の18給水区中9地区に遠隔監視装置設置工事、岡崎簡水変更認可業務委託等の説明を受け、審査の結果、当委員会は全会一致をもって本件を認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） この決算書で見ると限りに置いておいて、簡易水道の使用料が2,900万円余、一般会計からの繰入金が2,870万円、このことについてどのように検討がなされたか、ちょっと報告願います。

議長（菅谷光重君） 委員長。

産業建設常任委員長（上田 智君） その内容については検討はされておられません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これが企業会計ではないので、なかなかそうはいかないんですが、それでもやはり特別会計として分離独立させたという本旨から見ると、ある種この独立会計でいきなさいよということだとは思うのですよね。それで、ほぼ同額程度のものが一般会計からの持ち出しになっている。とすると、やはりこれは基本的に経営形態あるいは水道の使用料、それともう一つが要するに普及率といいますか、そういったこともどこに原因があるのか検討しなければいけないのですが、これは今後の検討課題となると思います。そういった形での申し入れというのはありますか。

議長（菅谷光重君） 委員長。

産業建設常任委員長（上田 智君） 実際にはその話も申し入れとか、そういったものはしてありません。今後大図議員さんのおっしゃるとおり、また検討課題等で論議を進めていきたいと思えます。よろしく願います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 8、認定第 8 号 平成18年度東温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 6 日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

総務常任委員長 (一場明夫君) それでは、ご報告いたします。

去る 9 月 6 日、総務常任委員会にその審査を付託されました認定第 8 号 平成18年度東温泉事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9 月 11 日、第 3 委員会室において、唐沢桔梗館長の出席を求め審査を行いました。

歳入及び歳出とも総額 7,448 万 4,383 円となり、実質収支額はゼロ円でした。

しかしながら、一般会計からの繰入金は 2,555 万 6,374 円にも上ることから、適切な経営分析を行った上で大幅な経営改善を積極的に進めていただき、平成19年度はより健全運営に努めていただくという条件を付して、総務常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。ついては本会議におきましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で審査結果の報告を終わります。

議長 (菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

ここで休憩をとります。

1時再開といたします。

(午前 11時59分)

議長(菅谷光重君) 再開をいたします。

(午後 1時00分)

認定第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第9、認定第9号 平成18年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

総務常任委員長(一場明夫君) 報告いたします。

去る9月6日、総務常任委員会にその審査を付託されました認定第9号 平成18年度東吾妻町地域開発事業特別会計入歳出決算認定につきましては、9月11日、第3委員会室において猪野東支所長の出席を求め審査を行いました。

本会計は、東地区における宅地造成事業、公営住宅事業及び情報通信事業の3事業を特別会計として処理しているもので、歳入総額4,839万793円、歳出総額4,121万4,166円となりました。繰越明許による繰越金を差し引くと、実質収支額は685万9,627円ですが、一般会計からの繰入金が1,448万4,000円となっております。

また、年度末の地域開発基金残高は1億4,779万7,439円となりました。宅地造成事業の年度末未販売区画は、岡崎団地で7区画、箱島団地で2区画となり、情報通信事業の加入は、一般世帯で675戸となり、全体の94.9%に達し、インターネット利用者は300件となりました。

今後は宅地造成事業では、未販売区画の早期完売に努めること、情報通信事業では、一般会計からの繰入金が多くが情報通信事業に充てられていることから、東地区限定の事業であり、なおかつサービス内容に対する利用料の割引感が強いと思われるので、受益者負担の原則に基づき、月額利用料の引き上げについて早急に検討することなどの意見を付して、総務常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。

つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で審査結果の報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第10号の委員会審査報告、質疑、討論、採決
議長（菅谷光重君） 日程第10、認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） 報告いたします。

9月7日、第3回定例本会議において産業建設常任委員会に審査を付託されました認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定については、同月の10日14時30分より第1委員会室にて蜂須賀上下水道課長の出席を求め審査を行いました。

事業実績では、建設改良工事21件、1億943万8,000円の施工、経常収益は当年度純損失2,121万円余り、繰越剰余金3万2,000円余り、当年度未処理欠損金は2,118万円余りであること、企業債の当年度借り入れはありませんが、年度末未償還起債残額は14億3,544万円余りとの説明を受け、審査の結果、当委員会は全会一致をもって本件を認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいをくださいますようお願い申し上げます。

終わります。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定をされました。

認定第11号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第11、認定第11号 平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定
についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審
査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

総務常任委員長(一場明夫君) ご報告をいたします。

去る9月7日に総務常任委員会に付託されました認定第11号 平成18年度東吾妻町国民
宿舎事業決算認定につきましては、9月10日、第3委員会室において、富沢支配人の出席を
求め、内容審査を行い、さらに9月11日に現地調査を行った後、総合的に審査を行いました。

損益計算書を見ると、営業収益2億516万1,775円に対し、営業費用が2億3,844万7,729
円となっており、3,328万5,954円の営業損失が発生しました。

さらに営業外費用として企業債の利息に充てるために2,976万6,537円が発生し、営業損
失と営業外費用の合計6,305万2,491円のほとんどを一般会計補助金で穴埋めした結果、当
年度の純損失が122万5,349円となり、年度末未処理欠損金は6,699万2,075円となりました。

また、企業債償還金に充てるために、資本金的収入の中に4,000万円を一般会計から補助金
として受け入れています。結果として、一般会計からの補助金は1億300万円となってしま
いました。

経営改革により、平成16年度に一たん一般会計からの補助金を約2,000万円近く減らすこ
とができたものの、営業担当職員の採用の効果もなく、入り込み客の減少により、営業収益
が年々減少する傾向が続いています。

グラウンドゴルフ場整備等により、平成18年度は何とか入り込み客は横ばいで維持してい

るものの、経営内容は非常事態と言わざるを得ず、これ以上一般会計からの補助金を受けての経営は何としても避けなければなりません。

建設当初の資金計画に無理があったとはいえ、こんな状態で町財政の根幹である一般会計をこれ以上圧迫することはできません。総務常任委員会としては、この決算状況では認定しがたい部分もありますが、早急に施設の売却、賃貸借、利用形態の変更などの検討を行うことも含めて、経営の抜本的な改革を断行していただくことを前提条件とした上で、全員一致で採択すべきものと決しました。

つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で審査結果の報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定されました。

18年度決算認定につきまして11件がすべて終了いたしました。

ここで会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

会計管理者（丸橋 哲君） 決算の認定につきまして、御礼のあいさつを申し上げます。

一般会計及び特別会計8会計の普通会計決算につきまして、決算の認定をいただきましてありがとうございました。

普通会計収入済額合計154億6,740万595円、支出済額合計149億2,332万8,058円、差し引き残額5億4,407万2,537円、うち19年度への繰越明許繰越額1億6,470万8,000円、実質収

支額 3 億 7,936 万 4,537 円の決算認定及び水道事業、国民宿舎事業決算のご認定を賜りまして、まことにありがとうございました。会計担当職員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

審査の過程におきまして、議員の皆様方からご指摘をいただきました事項につきましては十分に留意いたしまして、適正な会計事務の執行を図っていく所存でございますので、今後とも特段のご指導をよろしくお願い申し上げます。ここに心から感謝を申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議案第 1 号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第 12、議案第 1 号 東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 7 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10 番、大図議員。

10 番（大図広海君） この条例案が今手元にあるわけですが、かつて上水道下水道審議会等の委員を募集するときに、いわゆる自薦を旨とするということで、これは旧吾妻町の時代ですが、そういった形で成立した記憶があります。

今回そういったものがこの中には見当たらないのですが、そういった流れが変わったのか一つ確認しておきます。

次の点が、第 3 条、この委員会自体が附属機関ということで、町長の諮問に対する答申ということが限定されているようです。当然にだからその委員長が審議会を招集することになるんですが、もう少しこの審査委員の独自性を発揮して、会議は審査委員が要求する。これは 5 名中 3 名ですか、2 名ですか、そういうような形での委員からの開催要求に従って、町長の諮問以外のものもきちんと独自の権限で調査・研究するというようなことがないと、いいですか、多くの補助金が町長の要領、規則等々で設定されています。そのことについて若干疑問があるので、こういった審査委員会の制定ということになるのかと思うのですが、この扱いを一步間違えると、審査委員が認めたからというような形で、マネーロンダリングではないですが、そういったお墨付きを与えることになる。

公正さという点から見ると、非常に問題があるので、町長の諮問がなければ審議しない。その結果に終わりますので、やはり先ほどの財産の管理の点でも同じなのですが、補助金自体をその必要性あるいは経過措置、いつまでも垂れ流し状態にしないというような形できちんといった補助金条例あるいは基本条例みたいなものの中にやはりその審査という形に含んだ方がいいかとは思いますが、その辺、基本姿勢を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず第1点、公募の流れが変わったかということによろしいわけですね。やはり公募というふうなことも含めた中での5名以内というふうなことで考えております。ただ、これを全部を公募というのも検討いたしました。ただ、そういった中で非常に人選が難しくなるというふうなこともありまして、この辺は町長の任命というふうな形にあえて置かせていただいたということです。

それから、審査委員会の開会というふうな、開催については委員長が招集するというふうなことであってございます。ですから、基本的な諮問というふうなもの、それはやっておけば、審査委員会委員長と相談をした上でというふうなことであれ、何であれ、会議は開けるというふうなつもりではおります。

それから、補助金の支払いといいますか、その要綱というようなものを条例化したら基本条例というふうな形でいかがかというふうなことだと思うのですが、そういったようなものも含めて、この補助金等審査委員会というふうなところでご検討いただくというふうなことも考えられますので、まずはこういった基本的には有識者で組織をした委員会というふうなところで、まずは活動を始めさせていただけないものかというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、やはりその考えがこの条例の中に明文化されていることが肝要かとは思うんですね。もし自薦の人がいるとすれば、当然にレポートの提出であろうし、またそのレポート自体が公になって、各レポートの中からこのレポートを選んだのですというようなことも今どきの説明責任に合致するかと思います。できたらそういう文言が条例の中にあっただ方がいいと思いますね。

なぜかという、一たんできたものはずっとこのままひとり歩きます。そういう危惧を持って、いいものをきちっと残していく。次世代につなぐ。これが我々の使命かと思えます。

この中で一番私が疑問を抱くのが、町長の諮問がなければ、その内容について審議する権限を持ち合わせていない。これが悪用されますと、不利なものは出さない。自分に対して時

の執行権者が有利なものだけを有利な形で検討していく。そういった危惧がこの条例の中にある。それをどうやってブロックしていくかということが条例なんだとは思いますが、再度お尋ねします。こういったものが少しできぐあいには不備があるというような考えはお持ちですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず先ほどの公募レポート提出、そういったようなもの、この中に含まれているというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。現実には動かした中で、この5名というふうなもの、それを適正規模と考えられるのかどうかというふうなことも含めて、現実には動かさせていただこうと考えております。ですので、これが本当に100%絶対であるかどうかというふうなことについては絶対であるとは申し上げてもいませんし、ですから、いずれそういったこの審査委員会の自浄能力というようなものも含めて、そのあたりで検討はできるのではないかと考えます。

そして、その不都合な諮問はしないであろうということですが、補助金等のすべてが当然この審査をするものに入ってくるものだ。そういうふうな形でご認識をしていただければいいのかなと思います。これについてどうという諮問でなく、今現在は1回すべての補助金を見直すというふうなことが、そういう時期に来ているんだというふうな認識から、この審査委員会を新しく発足させる。今まではここの役場の職員がやっておいた委員会を有識者の手にゆだねる。民間の手にゆだねるとというのが一番大きな変革だというふうに思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 町長のお考えがまことご無理ごもっともというところなんです、それをやはり明文化していく。ここに条例のよさがある。やはり1回できたものはひとり歩きしますので、やはりこれはもう少し考えさせてもらった方が、まあまあ試行錯誤のことでもありますけれども、ただ、一番この補助金について、これは議会のたびに問題になります。一たん出したものがなぜやめられない。やはりこれは執行権者として、それをやると自分の評判に差し障るからと。そういう配慮が働くのかなと、私なりに解釈しているのですが、例の先ほども問題になりました敬老祝い金の話でも、私たちこうじかに有権者と接する機会が多いのですが、たったそれだけでも町長の評判はかなり落ちています。少なくとも私はそういうふうに解釈しています。やはりそれは今までのあり方が問題であったのかということにもなりましようが、この補助金の基本条例の中でどういう形が補助の概念なのかと。

また、その継続はどういう形で継続させていくのか。打ち切りはどういう条件になれば打ち切るのか。そういったものがやはりできていないと、執行権者としてもなかなかやりづらい部分があるんだと思いますよ。

そういった形での全体を網羅するのに、でも、そういった条例の制定がこの諮問案なのかというと、少なくともこの文書、今回議案第1号と提案されたものの中にはなかなかそうは判読できない。個々の補助金について町長の諮問がある。その諮問についてのみ答申があるというような判読ができますので、確認のために伺っておきます。その基本条例の制定に向けて動き出した一歩としてこれがとらえられるのかどうかということです。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほども申し上げたように、すべての補助金、そして補助金に類するもの、そういったようなものをまずは審査をしていただかなければいけないというふうに思っております。そして、その中において補助金等の基本条例というふうなものが1つの規格としてでき上がるならば、そちらの方向に持っていくと。当然議員おっしゃるとおりの動きだと思います。

ただ、今回この議案第1号の条例においての町長裁量権というふうなものがどこかにあるとしても、いつも大図議員とはその辺のところで多少の食い違いが出てくるのかなと。その辺ぎしぎしに縛る必要はないのではないかと。その分首長というのは楽できるんだという議論でもございますけれども、それだけでなく、一般的な形で条例の整備はできればよろしいのかなというふうには思っております。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第4号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） 質問をさせていただきますが、ちょっとその前に、議長、少し早過ぎますよ。よく見渡して。

それでは、総務課長さんにちょっとお伺いいたしますが、さきの人事異動によって榛名吾妻荘へ2名の職員の方が異動になりました。その中で、多額の予算が吾妻荘には計上はされ

ておろうかと思いますが、異動されたところの原課は職員が補充をされた形跡が見られないわけです。そんな中で、なぜこの多額の金額補正が減額をされてこないのかどうか。その辺がちょっと疑問に生じたので、伺いたいと思いますが、多分12月の補正でもというふうに考えていると思いますが、当然他会計へ行くわけですから、そこに補助金をやる。当然その額については補充されないところの金を削ってやるのが当然というふうに私は思っておりますが、その辺をお伺いします。

なお、この吾妻荘への補助金については退職手当組合だとか、そういったものの金額も含まれているのか、あわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 上田議員さんからのご質問で、今回の吾妻荘へ異動した職員の関係の人件費だけお世話になったわけですけれども、予算編成に当たって、予算編成後に4月の人事異動で若干職員の異動も出ているわけですけれども、先ほどお話が出ていましたように、12月に人件費関係については人事院勧告等も予定されているというようなこともございまして、12月補正で調整させていただきたいというふうに考えておりまして、今回このような措置をとらせていただきました。本来的には吾妻荘に行った職員の分は減額になるわけですから、減額すればよろしいんだと思いますけれども、そのような形で、12月で人件費関係については一括処理をさせていただきたいというもとで処理をさせていただきました。

なお、吾妻荘の補正の中には退職手当等は含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 退職手当組合等の負担金そのものは町当局で一括してやっているという理解でいいのですね。本来でしたら、他会計というか企業会計ですから、当然こちらの方で、その額が計上されてきてもいいと思われまますので、その辺をもう一度確認をしておきたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今回お願いしたのは、給与関係でございまして、退職手当等については3月なり12月でも間に合うということですので、不足だけ今回お願いするような形をとらせていただきました。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 総務課長さんのおっしゃることはわからないことではないです。だ

けれども、やはり年じゅう補正をこう常にやるという、そのやり方そのものは余りよくないと。もしやるんでしたら、12月は12月の補正で当然1,600万円なら1,600万円の人件費を合わせて操作をするというような状況であればいいんですが、今回は1,600万円、では12月には退職手当組合の要するに補正、そういうふうにならぬ人件費だけで模様がえをしていくということは、非常に会計上好ましいことではありません。ぜひその人数がふえればふえただけの措置は当然しなくてはなりませんので、そのときにあわせてやる。

また、人事院勧告の改定だとかそういったものは特別12月にはあるわけなんで、それはいたし方ないとしても、それに合わせるということは、すなわちまだ今月補正をしなくも支払う余裕があるのではないかなというふうには私などは思ってしまっているわけなので、ぜひたび重なるような補正だけは避けてもらうというふうをお願いをしておきたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけありません。少し弁解をさせていただきます。

実は吾妻荘、職員が2名だけでした。そのところへ2名ふやしたとなると、給与というふうな項目での予算が2名分しかない。ですから、半年間で4月から9月で終わってしまうんですね、給与支払いの予算が。そういったところで10月からというふうなことを今これをお願いしないといけないというふうな状況になったわけです。ですから、2人分の給料を今まで4人で使っていたというふうな状況なので、今回どうしてもお世話にならなければいけない。人件費の補正につきましては、一般的には役場は12月というふうな形での調整を図るというふうなことで、議員一番よくご存じだと思うのですけれど、そういった中での苦しいところであるというふうなことでご理解をいただきたいと思えます。

なお、吾妻荘へ2名増員したんだから2名分の給料が早く稼げればいいわけですがけれども、なかなか経理と営業というふうな中ではそう簡単にはいかないというのもあります。ですから、いましばらく吾妻荘も温かい目で見ただけであればありがたいというふうに思うわけでございますけれども、そんなことでぜひともご理解をお願いをしたいと思えます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 14番、前村です。

学校の修繕等が一部掲載されておりまして、審議をするということですが、実は私は坂上小学校をいろいろ見させていただく機会がございましたけれども、学校の管理、これにつきましてはどんな形でされているのか。かなり学び舎としては非常に悪いという状況

にあります。

したがって、特に小さい子供の学び舎でありますから、その子供たちが手伝ってということにはなかなか難しいかもしれません。まさにボランティアで掃除してやりたいぐらいの気分になっておりましたけれども、ただ、公仕さんがどのくらいいるのか。その人たちが当番といいますか、まとまって5人で作業するとか何か方法があったのではないかと思うのですが、非常に悪いですね。あれはいずれにしても、管理者が的確に指示をして、学び舎としてのていを、掃除といいますか、きれいにするということは基本ではないかと。これは町の形が見られているのかなというふうに思いますので、それにつきましてはぜひ適切なご回答をいただきたいと思います。

関連はいたしますが、町長さんにいま一つ質問したいのでございますが、先ほど同僚議員が質問いたしましたけれども、吾妻荘に関しまして2名配置をことしになってやられております。つきましては、その運営がいかん、例えば1日あければ30万円近い金がどうしても赤字として計上されるような、資本的支出の方でございますけれども、そちらがかなり多いということになりますものですから、経営につきましてはどういう考えを持って将来方向をにらんで行われているかということもあわせて私どもも知る必要があるかなというふうに思いますから、ぜひとも的確なお答えをいただきますようお願いをしたいということでございます。2点でございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） お尋ねの坂上小学校というふうな限定でお尋ねいただきました。まず、ここの公仕でありますけれども、用務員につきましては正規職員を配置してございます。ただ、今年度は定期的な異動がございましたものですから、今までは男子の公仕でしたけれども、現在は女子の正規職員の公仕、これを張りつけてございます。施設の整備でご指摘をちょうだいしております、私どももその中でトイレの配管についてもふくあいがございましたものですから、これについては早速手当ををしているところでございますし、今回もお願いして、緊急なものについては現在の中で処置をさせていただきながら、補正をお願いするというふうな手法もとらせていただいております。施設自体は原町小学校よりは新しいんですけれども、大変老朽化しているという実態は議員からご指摘もいただいているとおりでございますので、これからもできる限り子供たちの学び舎として、できる修繕は推進していきたいと、こんなふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 吾妻荘の今後というふうなことでございますが、なかなか難しいご質問でございます。一番は営業力だとやはり思います。企画力、営業力、そういったようなものが、まずはああいった商売には必要なだろうと思っております。その辺のところ、今まで職員をほとんど派遣をせずにやるというような、ただ要するに守りだけで自分のところで、吾妻荘を経費をかけないように、かけないようにと。それだけに一生懸命にやったのかなど。外に出てお客さんにいっぱい来ていただく努力というふうなものをもっともっと強くすべきというふうなことだろうと思っております。今までの反省も込めて、そういうふうに思っております。

あと、経理の方も委託先の方が、それはちょっとわからないのですけれども、経理の方についても非常に問題がございました。その辺のところでは経理と営業ということで1人ずつを派遣をいたしました。派遣というのか、向こうへ勤務先を変えてもらったわけなんですけれども、やはり営業というふうなことで、あちこちの人と行き会うのは非常に職員にとってもプラスになることだというふうな、いずれこのところに戻ってきたときには、また新しいパワーを持って戻ってきてくれるのではなかろうかというふうなことで、まだ営業もなかなか実績にはなっていないようでかわいそうなのですけれども、長い目でひとつ見ていただけたらありがたいと思います。

それと、吾妻荘、まだ8億円の借財があと7年、8年にかけて返さなければ、年間1億500万円という金額を返さなければいけません。それを返さないと身軽にならない。ひもつきで次の新しい用途に、違う用途にするということもできない。その辺のところではジレンマがございますが、皆様方のいろいろなご指導やご意見をお伺いしながら、何とか今の状態での経営というようなものを一生懸命考えていきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 今ご回答いただいた中に、セールスの問題が1つありました。セールスそのものは今の町の条例から話をしますと、ほとんどセールスが行った先で多目の単価あるいはそれなりの行政的なサービスといたしますか、そのつなぎを持ってくるんだろと思いますが、なかなか今の東吾妻町におきますところの榛名吾妻荘に支配人等、すべて職員が配置されておりますけれども、その人たちの権限がどこまで及んでいるのか。行った先である程度決められる権限になっているのかどうかということが1つあると思うんですね。一々細かいことも町長につながなければいけないという状況にありますので、またこのことから、改めてまた質問の機会もあろうかと思いますが……

議長（菅谷光重君） 案件が一般会計でございますので。

14番（前村 清君） わかりました。

それから、特に学校の修理の関係につきましては、先ほどの回答では非常にまだ不足でありますから、なるべくその処理につきましては早い時期に対応するようにお願いをして終わりにしたいと思いますが、庭にあれだけ草が生えているのは非常に管理不足だと思いますから、それだけは申し上げて終わりにしたいと思います。よろしくどうぞ。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 今議員からご指摘いただきました庭の草というふうなご指摘でございます。これにつきましては、当然学校経営、校長以下に任せている部分もあるわけですから、このご指摘いただいた分については率直に学校の方に指示はさせていただきたいと思っております。公仕のみならず学校の教員もそういった管理にもお手伝いいただきませんと、県費予算ではありますけれども、学校経営に関しては町の職員と同様に今配置をいただいているわけでありますので、管理にも力を入れるように指示命令はさせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほど総務課長の答弁に関してなんですが、吾妻荘に補助金として金を支出するという話だと思いますので、補助金として支出するのであれば、わざわざ一般会計の方を減額する必要はないんだと思うんですけれども、その辺が企業会計に繰り入れをするようなイメージの答弁だったような気がするんですが、その辺のところを考えると、先ほどの答弁でいくと、ちょっとやはり理解できないんですけれども。

ですから、特別会計に一般会計から繰り出しをするという意味でのとはちょっと意味が違って、補助金として支出するということですよ。そうすると、一般会計からそれが減る必要はないですよ。そうでなかったら、それが減額にしなくては当然会計間の処理ということになれば、しなくてはいけない話だと思うんですけれども、そうすると、先ほどの答弁というのはちょっと違うのかなと思って聞こえたのですが、それともう1点、支配人に先ほど吾妻荘の決算報告の中で報告したとおり、総務委員会の意向というのがそこに反映されていると思いますので、それらをきちっとそういう補助金を受けた中でやっていただくというようなことをお願いしたいと。企業会計という前提でぜひお願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからの関係のご質問でございますけれども、補助金で出すのでありますので、一般会計の方の減額は必要ないのではないかとこのふうにも思いますけれども、その調整については12月補正でやりたいという意味を込めて発言させていただいたわけでございますので、吾妻荘の分には別に減額しなくてもよろしいかとは思いますが。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ちょっとよく理解できなかったのかわかりませんが、補助金として支出するのであれば、一般会計からの減額をする必要はないという解釈でいいのではないかとおっしゃっているのです。ですよね。会計間の移動という考えではなくて、今までどおり吾妻荘に対して企業会計にして補助金として出すんですよね。ですから、そうすると、内部で調整して落とす、落とさないという話というのは違うんだと思ったのですけれども、そういう答弁が返ってくるとしたら、調整しますという話だったので、ちょっと意味が違うかなと思って、そうするとちょっと私も考え方が違うものですから、その確認をしたのですけれども、私が言っている意味でよろしいんですかね。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 会計間の移動ということで、あるかないかはこの際ちょっと議論をこちらに置いておいてもらって、営業社員がふえた、あるいは会計社員がふえた。そうしますと、会計事務に今まで携わっていた部分で、ほかに幾らか減額があるのではないかと。またそうでないとおかしいですね。営業社員がここでふえた。問題はこういった事業をするについて、大体私たちの感覚ですと人件費が3分の1、材料費が3分1、施設料が3分の1、こういったバランスの中に成り立っています。そうしますと、この営業社員がふえた。3倍の営業売り上げがふえなければ、ふえた意味がない。まずここが大前提です。これは結果、1年たってみないとわからないというところもありますが、今現在既に半年たとうとしています。そのふえた効果、目標値に達していますかどうか、ここだけ1点確認しておきます。

議長（菅谷光重君） この後の案件に予定されておりますので、その場をお願いいたします。

ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第15、議案第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、引き続き質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第16、議案第6号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、引き続き質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第17、議案第7号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第8号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） 3点ほど質問をさせていただきます。

まず先ほどちょっと内容等が重複するかもわかりませんが、2名の職員が増員となったということ、それに対しまして、従前町長さんの発言では非常にスリム化ではないけれども、改革をしていくというようなことで、人件費の削減だとか経費の削減をねらったものやっけていくんだというような発言が今まではあったように思われます。そんなことをやりますと、今回のこの内容というのは非常に何か逆行しているような形でできているというふうに思います。先ほど町長がちょっと今回の異動については企画力、営業力の充実を図ってやるんだというものを目当てにやったんだと思いますけれども、果たしてそれが充実できるかどうか。技量がそれだけ富んでいる方が行っているのかどうか。その辺が疑問視されるところであります。

そこで、2番目の関係で、決算事業の報告書の中に、榛名吾妻荘の関係で榛名湖周辺の観光をともに考えながらということ、いろいろ施策を考えていくんだというような内容の文面がありました。

しかしながら、今東吾妻町については非常に財政とかそういったものが厳しくなっていると。そんな中で果たして投資ができるのかどうかちょっとわからないような状態の場合に、どういうふうな戦略的な集客構想や運営改善策を考えているのか、まず聞きたいと思います。

そして、出資者としては本来でしたら本会議中議案調査等も言いたかったんですけども、どうも常任委員会等においても総務常任委員会の了解が得られたといっても、やはりある程度本会議のさなかでございますので、ぜひ出張などは差し控えていただいて、議会対応にさせていただければというふうに私は思います。

それと3番目でございますけれども、調理業務の委託について、これは昨年来支配人さんは十分に改善していくんだというふうに、総務常任委員会等にでもお話をされているように聞いておるわけなんです、そういった内容等は全く右から左へというような発言内容等があって、実際には今年度も実施されていない。そこで随意契約をしてきている。

そこで、ここは企画課長さんにひとつその内容的にお聞きしたいんですが、ぜひ入札審査会の取り扱い指導、こういったものをどういうふうにやってきているのか、その辺を企画課長さんにお尋ねをしたいと思います。まず最初に、町長さん、先ほどちょっとお答えしているようですから、支配人の方からご答弁を願えればと思っております。

議長（菅谷光重君） ここで休憩を2時15分までとります。

（午後 2時04分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時15分）

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ただいま上田議員からいろいろなことでご質問をいただきましたが、今回のこの補正予算というふうな中では、1,670万2,000円、これが職員2人分の給料というふうなことになるわけなのですが、この件でこれをお認めいただきたいというふうなことでお世話になりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） 貴重なお時間ですし、もう1回言うと2回になってしまうんですね、質問が。あと1回しかできないんです。ですから、私は今まで黙っていたんですけども、ただ、支配人に聞いているのは、決算でそういう、要するに今後どういうふうに行っていか対応策を考えていくんだよというものを持っているんだけど、私などとすれば、財源が大変難しいような時期に来ているので、投資だとかそういうものはなかなかできない状況なんだけれども、どういうふうを考えているんですかということをお尋ねしたんです。

それともう一つは、委託契約の関係で入札のルールだとか、そういうものがありますから、

そういったものの要するに指導だとか、そういうものをどういうふうにやってきているんですかということを担当の企画課長さんにお尋ねしたわけなんです。

また、町長の話は1,600万円の話については、私は補正の関係でそれはわかりました。内容的にはそれで結構だと思いますが、そのほかの2つについては関連がありますので、聞いているわけなのです。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） お答えをいたします。

まず第1点、スリム化に逆行というふうなことを上田議員、ご指摘をいただきました。それは予算のときにもお答えしていたかと思ったのですが、ここの役場職員の総人件費というふうな考えで、まず考えたというふうなことです。この役場本庁の中で支払う人件費、どちらにしても支払わなければいけない。ですから、その2人は抜いた。でもその課には補充員は入れなかったというふうなことで、役場の人件費をそのまま吾妻荘の方に振りかえていただくんだというふうなことで、1,670万2,000円のを一番先に、とりあえず足りない分を補正予算としてのせさせていただきます。

そして、吾妻荘は吾妻荘なりに、今上田議員が先ほどおっしゃったように、経費がなかなかないんだというふうに遠慮している面があります。赤字だ、赤字だというふうなことで、投資的な経費までも抑えようというふうなことで一生懸命支配人もやっています。ですから、グラウンドゴルフのところにももうちょっと休み、あずまやみたいなものをつくったり、そういったようなことができればいいな。それから、営業にも営業経費をもうちょっと持たせられたら、もうちょっと頑張れるのかもしれないと、いろいろなことはあります。

でも、やはりその辺のところを経費を最小限に抑えてというふうに支配人が努力をして、今回は足りない金額だけをここでお世話になりたいというふうにしておるわけでございます。

ですから、そういったところで、この1,670万2,000円についてはご理解をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 上田議員さんからのご質問の中の1点目は町長がお答えしますので、2点目につきまして決算の関係ではございますが、今後どういう戦略を考えているかということですが、町長も今申し上げましたように、大きな投資については考えておりません。ですから、温泉発掘とか、施設の大規模な改修というものは考えておりません。

ただ、榛名湖では今年度11月から12月にかけて、約1,000万円かけて、イルミネーションの事業を行うわけですが、昨年やりまして、ことは2年目ということで、県からも補助金をいただいて実施をする事業がございます。

榛名吾妻荘の立地条件の性質上、どうしても高崎市との観光を一緒にやっていかなければならない部分がございますので、特に榛名湖の周辺の観光が進まなければ、吾妻荘のお客さんもふえないというような現状もございますので、今後も榛名湖の観光協会などの各種団体への積極的な協力をする中で、榛名湖全体の観光客の集客アップを図っていきたいと考えております。

なお、私は先週支配人会議がありまして、そのときに榛名吾妻荘にいなかったわけですが、大変申しわけございませんでした。今後このようなことのないように気をつけていきたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 入札審査会の指導ということではありますが、入札審査会につきましては、地方自治法にもありますとおり、競争入札が基本であります。できるだけ競争入札をお願いしたいというふうにお願いしております。

ただ、委託内容等により、地方自治法施行令の167条に該当するものであるならば、随意契約もいたし方ないというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 支配人に再度お聞きするのですが、先ほど大きな投資、温泉事業だとか、そういったものは考えていないというようなことがあります。過去に温泉をいただくというような話も、ゆうすげさんの方からいただくんだというような話も出ていたかのよう。以前記憶をしているわけなんです。それができない分にしても、とにかく今の内容的なものが非常に町民にとっては高い、安いじゃなくて高いような料金の設定が見受けられるというふうに、それはなぜかと申しますと、やはりある人が言うのには調理が悪いとか、サービスがよくないとかというようなものが100%ではありませんけれども、出てきます。そういった改善策だとか、そういったものが常に支配人の方で気を配っていただけてやれるような方法をとにかく頑張ってもらいたいというしかないんですが、その施策だとか、そういったものを積み重ねていくということが必要だと思えます。

この本予算の補正については別段問題はありますが、ただ町長が一般会計の補正のときに企画力、営業力だとか、そういうものの話をなされましたので、私は再度質問をさせてい

ただいておりますが、その辺をもう一度再確認の意味からして答弁を願えばありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 先ほど申し上げましたように、大きな投資は現在のところは考えてございません。

なお、ゆうすげからの温泉をいただくという話につきましては、私はちょっと承知してございません。特にそういう話もございませんし、榛名湖の旅館の中でもそういった部分では話はございません。

また、料金設定ですが、料金につきましては、平成15年度ですか何年か前に料金改定を行ったわけですが、その際にそれまで町民料金が、町民の方は約1割引いていたわけですが、現在は8,500円のところを7,500円というような形で、宿泊料も含めまして、以前よりも町民の方には大きな割引を実施しております。

また、料理が悪い、サービスが悪いというご意見があるということですので、今後ともそういうことがないように努力していきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） ぜひ吾妻荘というのは、私も役場の職員になる前に若干お手伝いをしたことがあるんですが、町民の憩いの場というような認識で私は考えていたのですが、どうも今の現状ですと営業努力をしなければやっていけないというような物の考えにこう変わってきたと思います。今までの状況だと福祉施設的なもので営業していくんだよというものと思っていたわけなんです、非常に集客力だとか、そういうものの意識をしなければならぬ現状、確かに苦しい現状があると思うのですが、とにかくつぶすわけにもいかないし、これからまだ借金を返さなくてはならないということで、努力をしてもらうことと、とにかく執行者そのものについても、できるだけ民間に委託ができるかどうか模索をするような形もとるのも1つの策だと思いますので、その辺も重々お考えになって実施をしていただければというふうに思っています。

最後に、もう一度町長の方からその辺を教えていただければありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 前にも申し上げました、やはり指定管理者、それから吾妻荘そのものを売却してしまう。いろいろなことは当然考えていかなければいけないと思います。ただ、今現在は、先ほども申し上げました約8億円の借財、それがあつた段階ではままだらないとい

うふうな考えであります。ですから、その間いかにして赤字幅を減らしていくか。町民の皆様、そして吾妻荘を利用してくださる方々にいかに喜んでいただけるか、そういうような施設にすれば、また集客も図れるのではなからうかと思っております。いずれにしても、議員諸氏のお力もおかりしながら、1人、10人でも100人でも1,000人でも結構でございますので、ぜひとも集客にご協力をいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 改めて質問させていただきます。

その営業社員という話なのですが、先ほどの質問のように、このバランスシートの人件費の3倍額の営業成績でないと、どうも収支が合わない。そういった概念を我々が持っています。その概念が町長の中にあるか。あるいはその目標が達成された場合にどのようにするか。また、達成されなかった場合にどのようにするか。その1点だけ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一般的な考えとして、当然そのくらいは持っております。給料の3倍稼げ、それが最低という当たり前の話だと思います。

ただ、吾妻荘の営業、非常に難しいものはあるかとも思います。それができなかったときの処置、達成されたときの処置、今のところは考えておりません。

ただ、給料、報酬というふうなものを評価制度というふうなことが近々入るというふうなことで、やはり成績が上がったら給料を上げる、ボーナスを上げる、そういったようなのが本来の形態なんだろうというふうに思っておりますが、ただ、こういう自治体がやっている公営企業というふうなものの枠の中でどれだけができるか。ちょっとよく詰めた検討をしておりますので、今現在はお答えができない状態であります。信賞必罰、そういったような形で、やはりやって、あくまでも企業というふうな形で利益を出しつつ運営ができればいいなと思っております。今のところそれが夢です。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 総論が先に来ましたので、そうしますと、やはり企業職員の給与体系を一般の事務系の職員とは別建てにする、これしかないかとは思うんですね。それはまた今回の補正とは関係ないことなので、行く行くそういう協議にもなるかと思えます。

ところで、営業社員ですから、営業日報等々当然に具備されていると思います。これは事

前に調査しておけばよかったんですが、急にそういう展開になりましたので、その部分についてはわかるだけで結構です。どんな形で営業していますか。その営業成績は目標に達せられましたか。これは支配人から伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 営業日報等の営業の報告でございますが、営業の報告につきましては1週間に一度書面で報告させておりまして、町長のところまで報告をしております。

なお、現在まだ営業の目標値というものを設定してございませんので、今後十分検討させていただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 今の支配人の答弁がこの吾妻荘のあり方を物語っているように思います。営業目標を設定していなかった。ここに最大のポイントがあるのかと思いますね。

それで、これは過去の例なんですが、営業と言いながら、ほとんど町内を歩いています。いいですか、営業というのは稜線の向こう側が改めての営業エリアではないかと思うのですが、そういう形での営業がありましたかと聞いています。それに今町長答弁で給与の3倍、これは最低線だと町長答弁ありました。いいですか。スタートして半年です。見習い期間も3カ月もあれば十分なのです。そうすると、残りの半年間どこを営業エリアにして、幾らが目標値か、これを言明していただかないと、なかなか吾妻荘の職員に対する叱咤激励にもならないと思いますが、このところをひとつ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 大変申しわけないのですが、目標値というような形で数値の設定はしてございません。なお、営業エリアとしましては、現在職員の営業につきましては、埼玉県につきましても視野に入れまして進めております。

また、榛名湖に訪れる登山客への集客ができないかということで、もう具体的にはそういった登山客へのまず現在の調査をしております。

始まって6カ月が過ぎるわけですけれども、今後具体的なエリアあるいは目標値の設定をしていきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

議案第 11 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 19、議案第 11 号 工事協定の変更についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 7 日議案調査としてありますので、引き続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

陳情書の委員会審査報告

議長 (菅谷光重君) 日程第 20、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情5号 坂上地区学校プールの改修に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) それでは、ご報告いたします。

去る9月7日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました陳情5号 坂上地区学校プールの改修に関する陳情につきまして、9月10日、委員会を開催いたしました。一場学校教育課長、佐藤社会教育課長、高橋中央公民館長の出席を求め審査をいたしました。

陳情書の中ではプール改修となっておりますが、現地調査を行った結果、修理するには余りにも傷みがひどく、多額な改修費を要する見込みでありました。そこで、別の場所に新規建設を考えてはどうかというのがほぼ全員の意見でした。

また、学校施設としてだけでなく、地域の施設として検討する必要もあるという意見もありました。町を総合的に見ると、非常に難しい判断に迫られ、各委員の苦悩の姿がありました。

しかし、現状を直視し、小学校のプール事業は必須科目であるということでもあり、この授業は岩島小学校のプールを借用して行われていること、夏休み中、生徒たちのプールは町民プールにバス輸送で使用していること、執行部の考えは、小学校の配置は現状の配置であるというような話であること、このようなことを総合的に考えた場合、本委員会としては慎重審議の結果、全員一致で採択と決しましたので、本会議におきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択をされました。

散会について

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議は9月19日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

（午後 2時45分）